

# 熟年生活安心保険に加入しましょう

保険加入は、日々の生活の安心料

平成29年度より、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償対象となるよう改定されております。

(Aコース・Bコース)

日常生活における  
さまざまなケガを  
補償します。

入院および通院の  
日数に応じた保険金を  
お支払いします  
(30日限度)。

老人クラブの会員  
ご本人とそのご家族  
の方がご加入  
いただけます。

入院および通院は  
1日目から対象と  
なります。

受取保険金5万円  
以下は診断書は  
必要ありません。

★加入締切日／平成30年3月30日(金)

★保険期間／平成30年4月1日 午後4時～平成31年4月1日 午後4時 1年間

(保険契約者) 公益財団法人 福島県老人クラブ連合会

(ご連絡先) 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 福島県総合社会福祉センター内  
〈電話料無料〉0120-29-2132 TEL 024-523-2131

平成29年度より、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償対象となるよう改定されております。(Aコース・Bコース)

## 保険料<sup>(年額)</sup>と保険金額

- 老人クラブの会員ご本人とご家族の方がご加入いただけます。
- ご加入者のみが、対象となります。ご家族の場合それぞれご加入ください。  
※家族とは、会員の配偶者、兄弟姉妹、お子さま、両親およびお孫さまなどの同居の親族をいいます。  
(保険期間1年・職種級別A級・一時払)








後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)・入院保険金支払限度日数変更特約(30日)・通院保険金支払限度日数変更特約(30日)セット

保 険 料 (一時払・1名・年間)	Aコース 10,000円	Bコース 8,000円	Cコース 5,000円
補償内容	24時間補償	24時間補償	24時間補償
ケガにより 死亡した場合 (死亡保険金)	194万3千円	155万3千円	126万3千円
ケガにより 後遺障害を 認定された場合 (後遺障害保険金)	81万6,060円 ～194万3千円 (1～7級のみ対象)	65万2,260円 ～155万3千円 (1～7級のみ対象)	53万460円 ～126万3千円 (1～7級のみ対象)
ケガにより 所定の手術を 受けた場合 (手術保険金)	入院中の手術： 30,000円 外来の手術： 15,000円	入院中の手術： 24,000円 外来の手術： 12,000円	入院中の手術： 15,000円 外来の手術： 7,500円
ケガにより 入院した場合 (入院保険金)	3,000円/日額 (30日限度)	2,400円/日額 (30日限度)	1,500円/日額 (30日限度)
ケガにより 通院した場合 (通院保険金)	1,500円/日額 (30日限度)	1,200円/日額 (30日限度)	750円/日額 (30日限度)
地震・噴火または これらによる津波により ★ケガをした場合 (天災危険補償特約)	○ (お支払いの対象となります。)	○ (お支払いの対象となります。)	× (対象外となります。)

\*加入限度数はお1人さま1口までとさせていただきます。

\*7ページの職種級別表でB級に該当する方は、この保険にはご加入いただけませんので、あらかじめご了承ください。

## お支払いする主なケガ

			
車にはねられた	道で足をすべらせ転倒しケガをした	階段で転倒しケガをした	自転車で転倒しケガをした
			
ガス爆発事故でケガをした	車が衝突しケガをした	火災にあいケガをした	旅客機が墜落し死亡した

※保険金のお支払方法等重要な事項は2ページ以降に記載されていますので必ずご参照ください。

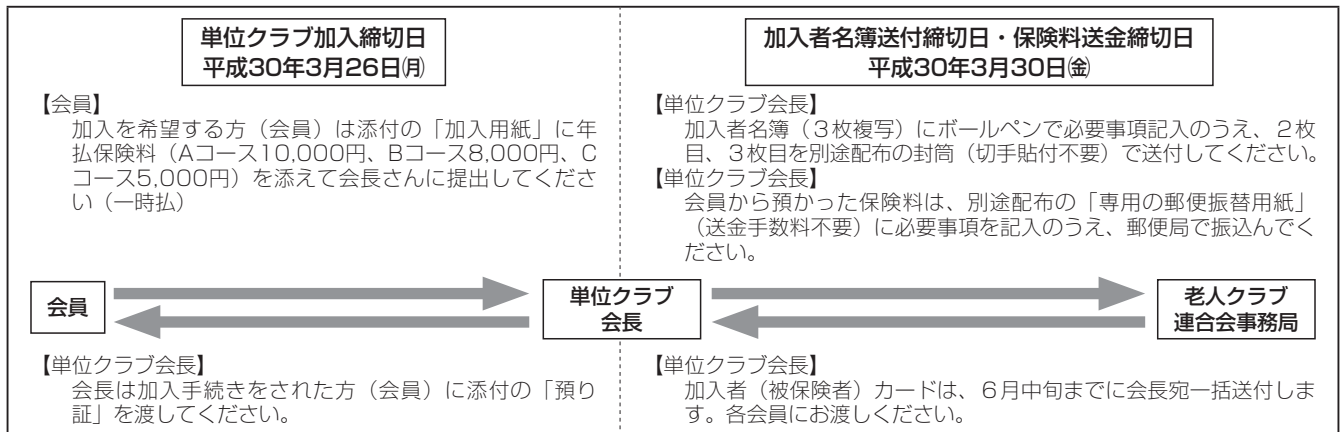
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
**【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】**

### この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 保険の仕組み：この保険は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益財団法人福島県老人クラブ連合会
- 保険期間：平成30年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：平成30年3月30日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：老人クラブ連合会の会員
- 被保険者：老人クラブ連合会の会員とご家族の方を被保険者としてご加入いただけます。  
 ※家族とは、会員の配偶者、両親、兄弟姉妹、お子さま、およびお孫さまなどの同居の親族（同一家屋に居住する6親等以内の血族、3親等以内の姻族）をいいます。加入した方のみが保険の対象となります。
- お手続き方法：ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の（公財）福島県老人クラブ連合会までご送付ください。

ご加入対象者	お手続き方法
ご加入希望の皆さま	添付の「加入用紙」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。



- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から平成31年4月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、（公財）福島県老人クラブ連合会までご連絡ください。
- 4月1日以降お振込みの場合は4月1日以降の保険適用開始ではなく、5月1日以降の保険適用開始とさせていただきます。5月1日中途加入保険料は、Aコース9,170円、Bコース7,330円、Cコース4,580円となります。6月1日以降の保険料は老人クラブ連合会へお問い合わせください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。  
 また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ<sup>(※)</sup>をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

#### 「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	<b>保険死亡</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震・噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）（Cコースのみ） ⑨類（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	<b>後遺障害</b> 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合(42\% \sim 100\%)}$	
	<b>入院</b> 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日を限度として1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数(30日限度)}$	
	<b>手術保険金</b> 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)} \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)} \end{aligned}$ <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。            創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術。            (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。</p>	
	<b>通院保険金</b> 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日限度)}$ <p>(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時着用したときはその日数について通院したものとみなします。            (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

用語のご説明	
用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



【後遺障害等級表】

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、被保険者の生年月日（満年齢）、性別、職業・職種、他の保険契約の加入状況等、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(\*)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(\*)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

#### ★被保険者の職業または職務

7ページ記載の職種級別表の職種級別B級に該当する皆さまは、この保険にはご加入いただけませんので、あらかじめご了承ください。

#### ★他の保険契約等(\*)の加入状況

(\*)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、7ページ記載の職種級別表のB級職種および下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の平成30年4月1日午後4時に始まり、中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

## 5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類（損保ジャパン日本興亜が求める場合）	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、凶面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

## 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されません。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割<sup>(注)</sup>までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

### 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約       保険金額       保険期間  
 保険料、保険料払込方法       満期返れい金・契約者配当金がないこと

#### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）

被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

※ 下記表の職種級別B級に該当する皆さまは、この保険にはご加入いただけません。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なりますので、問い合わせ先までご連絡ください。

※2 職種級別B級に該当する方およびプロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、の方等についてはお引き受けできません。

#### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



## 問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

有限会社アールアンドアール 担当：丹野（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
〒964-0905 福島県二本松市松岡267-1  
TEL 0243-22-8101 FAX 0243-22-6208

●引受幹事保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 福島支店福島支社 担当：石渡・江川（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）  
〒960-8105 福島市仲間町9-16 日産第2ビル4F  
TEL 024-523-1310 FAX 024-523-4717

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と  
手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会  
に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料> IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務をおこなっております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者（被保険者）カードは大切に保管してください。また、保険始期日から2か月を経過しても加入者（被保険者）カードが届かない場合には損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●A、B、C、いずれのコースの場合も、老人クラブ連合会の会員とご家族の方を被保険者としてご加入いただけます。

※家族とは、会員の配偶者、両親、兄弟姉妹、お子さま、およびお孫さまなどの同居の親族（同一家屋に居住する6親等以内の血族、3親等以内の姻族）をいいます。

加入した方のみが保険の対象となります。

●ご加入はお1人さま1口までとさせていただきます。

●寝たきり状態、医師により認知症と診断されている方や、特別養護老人ホーム、グループホームなどに入所されている方はご加入いただけません。

●損保ジャパン日本興亜が、本保険の運営に支障があると判断した方においては、ご加入をお断りする場合があります。

－事故の通知－

ケガをしたときは

－保険金の請求－

加入者カードと一緒に同封の「事故通知ハガキ」に必要事項記入のうえご送付ください（切手はいりません。）。

○ケガをした本人の名前      ○ケガの状況      ○日時・場所  
○ケガの程度                      ○病院名

保険金請求関係書類は、事故通知後に保険会社から送付されます。  
保険金請求関係書類に必要事項記入のうえご送付ください。

注）事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合には、保険金をお支払できないことがありますのでご注意ください。

**加入者カード到着前の事故連絡は、昨年（前年）のハガキをご使用いただくか、お電話にてご連絡ください。**

**事故通知ハガキを紛失したときは福島県老人クラブ連合会事務局までお電話ください。**



# 加入用紙

所属クラブ名 \_\_\_\_\_

ご加入者	老人クラブ会員 氏名	フリガナ  男・女 歳
	ご加入タイプ ○で囲んで下さい。	Aコース 10,000円 (天災補償あり) ・ Bコース 8,000円 (天災補償あり) ・ Cコース 5,000円
	ご家族 (または老人クラブ会員) 氏名	フリガナ  男・女 歳
	ご加入タイプ ○で囲んで下さい。	Aコース 10,000円 (天災補償あり) ・ Bコース 8,000円 (天災補償あり) ・ Cコース 5,000円
ご加入者	ご家族 (または老人クラブ会員) 氏名	フリガナ  男・女 歳
	ご加入タイプ ○で囲んで下さい。	Aコース 10,000円 (天災補償あり) ・ Bコース 8,000円 (天災補償あり) ・ Cコース 5,000円
	ご家族 (または老人クラブ会員) 氏名	フリガナ  男・女 歳
	ご加入タイプ ○で囲んで下さい。	Aコース 10,000円 (天災補償あり) ・ Bコース 8,000円 (天災補償あり) ・ Cコース 5,000円

※氏名は加入者カードにカタカナで表示されますのでフリガナも正確にご記入ください。  
 ※年齢は平成30年4月1日時点の満年齢をご記入ください。

合計 保険料 \_\_\_\_\_ 円

# 預り証

様

一金 \_\_\_\_\_ 円也

これは熟年生活安心保険料として上記金額正に預かりました。

平成30年 月 日

単位老人クラブ取扱者名： \_\_\_\_\_

※加入者カードは6月中旬までに会長宛に一括送付します。加入者カードが到着するまで預り証を保管ください。  
 ※加入者カード到着前の事故連絡は昨年のはがきをご使用いただくか、お電話にてご連絡ください。

